

政令第 号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「定義及び算定方法」を「定義等」に、「第二条」を「―第二条の二」に、「第二条の二」を「第二条の三」に、「削除」を「建築物の建築に関する確認の特例」に改め、「第十三条」を削り、「建築物の建築に関する確認の特例（第十三条の二）」を「中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限（第十一条・第十二条）」に、「第十三条の三・第十三条の四」を「第十三条・第十三条の二」に、「・第三十六条の二」を「―第三十六条の三」に改め、「・第八十一条の二」を削り、「許容応力度等計算」を「保有水平耐力計算」に、「第八十二条の五」を「第八十二条の四」に、「第

一款の三 限界耐力計算（第八十二条の六）」を

「第一款の三 限界耐力計算（第八十二条の五）」

第一款の四 許容応力度等計算（第八十二条の六）」

に、「第三百三十六条の二の十六」を「第三百三十六条の二の十八」に、「第三百三十六条の二の十七」を「第三百三十六条の二の十九」に、「第三百三十六条の二の十八」を「第三百三十六条の二の二十」に改める。

第一章第一節の節名を次のように改める。

第一節 用語の定義等

第一条第三号中「積雪」を「積雪荷重」に改める。

第二条の二を第二条の三とする。

第一章第一節中第二条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事が特定行政庁となる建築物）

第二条の二 法第二条第三十三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第四百四十八条第一項に規定する建築物以外の建築物とする。

2 法第二条第三十三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の三第一項の規定により建築

主事を置く特別区の区域内のものは、第百四十九条第一項に規定する建築物とする。

第四条第二項中「第二条の二各号」を「第二条の三各号」に改める。

第一章第三節を削る。

第十三条の二の見出しを削り、同条第三号イ中「第二十条」の下に「（第四号イに係る部分に限る。）」

、法第二十一条」を加え、同号口中「第二章」を「次章」に改め、同条第四号イ中「第二十条」の下に「（第四号イに係る部分に限る。）」を加え、同号口中「第二章」を「次章」に改め、第一章第三節の二中

同条を第十条とする。

第一章第三節の二を同章第三節とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節の二 中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限

（工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程）

第十一条 法第七条の三第一項第一号の政令で定める工程は、二階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。

（中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程）

第十二条 法第七条の三第六項の政令で定める特定工程後の工程のうち前条に規定する工程に係るものは、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程とする。

第十三条の三中「の各号」を削り、同条第四号中「あわ泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、第一章第三節の三中同条を第十三条とする。

第十三条の四を第十三条の二とする。

第三十六条を次のように改める。

（構造方法に関する技術的基準）

第三十六条 法第二十条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定を第七十九条の四及び第八十条におい

て準用する場合を含む。）、第七十九条（第七十九条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法を用いることとする。

2 法第二十条第二号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いることとする。

- 一 第八十一条第二項第一号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第四節の二まで、第五節（第六十七条第一項（同項各号に掲げる措置に係る部分を除く。）及び第六十八条第四項（これらの規定を第七十九条の四において準用する場合を含む。）を除く。）、第六節（第七十条、第七十七条第二号から第六号まで、第七十七条の二第二項、第七十八条（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで二以上の部材を組み合わせるものの接合部に適用される場合に限る。）及び第七十八条の二第一項第三号（これらの規定を第七十九条の四において準用する場合を含む。）を除く。）、第六節の二、第八十条及び第七節の二（第八十条の二（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）を除く。）の規定に適合する構造方法

二 第八十一条第二項第一号ロに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 耐久性等関係規定に適合する構造方法

三 第八十一条第二項第二号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法

3 法第二十条第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、この節から第七節の二までの規定に適合する構造方法を用いることとする。

第三十六条の二第一項中「積雪」を「積雪荷重」に改め、同条第二項中「つりあいよく」を「釣合い良く」に改め、第三章第一節中同条を第三十六条の三とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）

第三十六条の二 法第二十条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

一 地階を除く階数が四以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

二 地階を除く階数が三以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが十三メートル又は軒の高さが九メ

ートルを超えるもの

三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが二十メートルを超えるもの

四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が四以上である建築物

ロ 高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物

五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物

第六十七条第一項中「接合は」の下に「、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合（延べ面積が三千平方メートルを超える建築物又は軒の高さが九メートルを超え、若

しくは張り間が十三メートルを超える建築物であつて」を加え、「場合は」を「ときは」に、「接合方法に、接合される」を「接合方法、接合される」に、「に、それぞれ」を「」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

一 当該ボルトをコンクリートで埋め込むこと。

二 当該ボルトに使用するナットの部分を溶接すること。

三 当該ボルトにナットを二重に使用すること。

四 前三号に掲げるもののほか、これらと同等以上の効力を有する戻り止めをすること。

第六十八条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第七十三条第五項、第七十七条ただし書、第七十七条の二第二項ただし書及び第七十八条ただし書を削る。

第七十八条の二第一項第三号中「国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「隅角部」を「隅角部」に改める。

第八十条の三中「第八十二条の六第八号」を「第八十二条の五第八号」に改める。

第八十一条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

法第二十条第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること。

二 前号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないことを確かめること。

三 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

四 前三号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

第八十一条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第二十条第二号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める構造計算によるものであることとする。

一 高さが三十一メートルを超える建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算

イ 保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

ロ 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

二 高さが三十一メートル以下の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算

イ 許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算

ロ 前号に定める構造計算

3 法第二十条第三号イの政令で定める基準は、次条各号及び第八十二条の四に定めるところによる構造

計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によるものであることとする。

第八十一条の二を削る。

第三章第八節第一款の二の款名を次のように改める。

第一款の二 保有水平耐力計算

第八十二条の見出しを「（保有水平耐力計算）」に改め、同条中「第八十一条第一項第一号に規定する「許容応力度等計算」」を「前条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算」に、「第八十二条の五」を「第八十二条の四」に改め、同条第一号中「力を」の下に「国土交通大臣が定める方法により」を加え、同条第二号の表中「規定によつて」を「規定により」に改める。

第八十二条の二中「国土交通大臣が定める建築物（以下この款において「特定建築物」という。）については、前条各号の規定によるほか、特定建築物」を「建築物」に、「ついて、」を「ついては、」に改め、「水平方向の」の下に「層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算し、当該」を加え、「次条」を「第八十二条の六第二号イ」に、「特定建築物の部分」を「建築物の部分」に改める。

第八十二条の三を削る。

第八十二条の四中「特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものについては、第八十二条各号及び

第八十二条の二の規定によるほか、特定建築物」を「建築物」に、「ついて、」を「ついては、」に、「第八十二条の六」を「第八十二条の五」に改め、同条第一号中「よつて」の下に「国土交通大臣が定める方法により」を加え、同条第二号中「特定建築物」を「建築物」に改め、同条を第八十二条の三とする。

第八十二条の五を第八十二条の四とする。

第八十二条の六の見出しを削り、同条中「第八十一条第二号に規定する」を「第八十一条第二項第一号ロに規定する」に、「」とは」を「とは」に改め、同条第二号の表中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第三号イ中「」を」の下に「国土交通大臣が定める方法により」を加え、同号ロ中「方法によつて」を「方法により」に改め、同号ニ中「層間変位を」の下に「国土交通大臣が定める方法により」を加え、同条第五号イ中「よつて」を「より」に改め、同号ロ中「方法によつて」を「方法により」に改め、第三章第八節第一款の三中同条を第八十二条の五とする。

第三章第八節第一款の三の次に次の一款を加える。

第一款の四 許容応力度等計算

第八十二条の六 第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算とは、次に定めるところにより

する構造計算をいう。

一 第八十二条各号、第八十二条の二及び第八十二条の四に定めるところによること。

二 建築物の地上部分について、次に適合することを確かめること。

イ 次の式によつて計算した各階の剛性率が、それぞれ十分の六以上であること。

$$R_s = \frac{I_s}{I_{\bar{s}}}$$

この式において、 R_s 、 r_s 及び $\bar{r}_s$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_s 各階の剛性率

r_s 各階の層間変形角の逆数

$\bar{r}_s$ 当該建築物についての r_s の相加平均

ロ 次の式によつて計算した各階の偏心率が、それぞれ百分の十五を超えないこと。

$$Re = \frac{e}{re}$$

この式において、 Re 、 e 及び re は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Re 各階の偏心率

e 各階の構造耐力上主要な部分が支える固定荷重及び積載荷重（第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域にあつては、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）の重心と当該各階の剛心をそれぞれ同一水平面に投影させて結ぶ線を計算しようとする方向と直交する平面に投影させた線の長さ（単位 センチメートル）

re 国土交通大臣が定める方法により算出した各階の剛心周りのねじり剛性の数値を当該各階の計算しようとする方向の水平剛性の数値で除した数値の平方根（単位 センチメートル）

三 前二号に定めるところによるほか、建築物の地上部分について、国土交通大臣がその構造方法に応じ、地震に対し、安全であることを確かめるために必要なものとして定める基準に適合すること。

第八十八条第一項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第三項中「第八十二条の四第二号」を「第八十二条の三第二号」に改める。

第九十五条第一項ただし書中「第八十二条の六第二号」を「第八十二条の五第二号」に改める。

第二百二十九条の二の四を次のように改める。

第二百二十九条の二の四 法第二十条第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

一 建築物に設ける第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の四及び第二百二十九条の五（これらの規定を第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の六第一号並びに第二百二十九条の八第一項の規定（第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の六第一号の規定を除く。）に適合すること。

二 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。

三 法第二十条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

第三百三十六条の二の十一中「掲げる規定と」を「定める規定と」に改め、同条第一号イ中「第二十条第

二号」を「第二十条（第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）」に改め、「第二十一条から」の下に「法第二十四条まで、法第二十五条から」を加え、同号ロ並びに同条第二号の表(三)の項、(四)の項、(六)の項及び(七)の項中「第二百二十九条の二の四第一項」を「第二百二十九条の二の四第二号」に改める。

第三百三十六条の二の十四を次のように改める。

（親会社等）

第三百三十六条の二の十四 法第七十七条の十九第十号の政令で定める者は、法第七十七条の十八第一項又は法第七十七条の三十五の二に規定する指定を受けようとする者に対して、それぞれ次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する者とする。

一 その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）又は総出資者の議決権の三分の一を超える数を有していること。

二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。次号

において同じ。）の割合が三分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

第百三十六条の二の十八を第百三十六条の二の二十とする。

第百三十六条の二の十七の見出しを削り、同条中「に規定する登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請に係る」を「の政令で定める」に改め、第七章の七中同条を第百三十六条の二の十九とする。

第七章の六中第百三十六条の二の十六を第百三十六条の二の十八とし、第百三十六条の二の十五を第百三十六条の二の十七とする。

第百三十六条の二の十四の次に次の二条を加える。

（指定確認検査機関に係る指定の有効期間）

第百三十六条の二の十五 法第七十七条の二十三第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の有効期間）

第三百三十六条の二の十六 法第七十七条の三十五の六第一項の政令で定める期間は、五年とする。

第三百三十七条の二中「超高層建築物」を「同条第一号に掲げる建築物」に改め、同条第一号イ中「積雪」を「積雪荷重」に改め、同号ロ中「第二十条第二号イ又はロに掲げる建築物以外の」を「第二十条第四号に掲げる」に改める。

第三百三十九条を次のように改める。

(煙突及び煙突の支線)

第三百三十九条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（以下この条において単に「煙突」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に煙突の崩落及び倒壊を防止することができ、
きるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。

イ 高さが十六メートルを超える煙突は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鋼造とし、支線を要しない構造とすること。

ロ 鉄筋コンクリート造の煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを五センチメートル以上とすること。

ハ 陶管、コンクリート管その他これらに類する管で造られた煙突は、次に定めるところによること。

(1) 管と管とをセメントモルタルで接合すること。

(2) 高さが十メートル以下のものにあつては、その煙突を支えることができる支枠又は支枠及び支線を設けて、これに緊結すること。

(3) 高さが十メートルを超えるものにあつては、その煙突を支えることができる鋼製の支枠を設けて、これに緊結すること。

ニ 組積造又は無筋コンクリート造の煙突は、その崩落を防ぐことができる鋼材の支枠を設けること。

ホ 煙突の支線の端部にあつては、鉄筋コンクリート造のくいその他腐食するおそれのない建築物若しくは工作物又は有効なさび止め若しくは防腐の措置を講じたくいに緊結すること。

二 次項において準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

三 高さが六十メートルを超える煙突にあつては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によつて煙突

の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四 高さが六十メートル以下の煙突にあつては、その用いる構造方法が、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号の国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 煙突については、第三十六条の三から第三十九条まで、第五十一条第一項、第五十二条、第三章第五節（第七十条を除く。）、第六節（第七十六条から第七十八条の二までを除く。）、第六節の二（第七十九条の四（第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分に限る。）を除く。）及び第八十条（第五十一条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二、第百十五条第一項第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八の規定を準用する。

第四百四十条中「第三百三十八条第一項第二号に掲げるもの」を「前項に規定する工作物」に、「第三十六条の二」を「第三十六条の三」に、「第七十九条の四の規定中」を「第七十九条の四（」に改め、「部分」の下に「に限る。」を加え、「前条第三項」を「前条第一項第三号及び第四号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次項において準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いることとする。

第四百四十一条第一項を次のように改める。

第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる工作物に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 国土交通大臣が定める構造方法により鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによつて補強した場合を除き、その主要な部分を組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。

二 次項において準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

第四百十一条第二項中「掲げるもの」を「規定する工作物」に、「第三十六条の二」を「第三十六条の三」に、「第六節並びに」を「第六節及び」に、「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第一項第三号及び第四号」に改める。

第四百十二条中「第三百三十八条第一項第五号に掲げる」を削り、「第三十六条の二」を「第三十六条の三」に、「第三章第七節」を「第八十条」に、「第七章の八」を「及び第七章の八」に改め、「及び第三百三十九条第三項」及び「ほか、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない」を削り、同条各号を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。

三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。

四 次項において準用する規定（第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

第四百十三条中「第三百十八条第二項第一号に掲げるもの」を「前項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーター」に、「第三十六条の二」を「第三十六条の三」に、「第三百十九条第三項」を「第三百十九条第一項第三号及び第四号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三百十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターに関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条の政令で定める技術的基準は、次項において準用する規定（第七章の八の規定を除く。）に適合する構造方法を用いることとする。

第四百十四条各号列記以外の部分を次のように改める。

第三百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下この条において単に「遊戯施設」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十條の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

第四百四十四條第一号中「つる」を「吊^つる」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 高さが六十メートルを超える遊戯施設にあつては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によつて主要な支持部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

第四百四十四條第一号に次のように加える。

ハ 高さが六十メートル以下の遊戯施設にあつては、その用いる構造方法が、次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。

- (1) 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。
- (2) ロの国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国

土交通大臣の認定を受けたものであること。

第四百四十四条第二号を削り、同条第三号中「外れる」を「脱落する」に改め、同号を同条第二号とし、

同条第四号を同条第三号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七 次項において読み替えて準用する第二百二十九条の四（第一項第一号イを除く。）及び第二百二十九条の五第一項の規定に適合する構造方法を用いること。

第四百四十四条に次の一項を加える。

2 遊戯施設については第七章の八の規定を、その主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分については第二百二十九条の四（第一項第一号イを除く。）及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十九条の四の見出し、同条第一項（第二号を除く。）、第二項第	エレベーター	遊戯施設
-----------------------------------	--------	------

三号及び第四号並びに第三項（第五号を除く。）並びに第二百二十九条の五の見出し及び同条第一項	第二百二十九条の四	第二百二十九条の四第一項	第二百二十九条の四第一項第一号ロ	第二百二十九条の四第一項第一号ロ及
	かご	構造上主要な部分（	昇降に	通常の昇降時
	客席部分	構造上主要な部分（摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分に限る。	走行又は回転に	通常の走行又は回転時

び第二項第二号	第二百二十九条の四第一項第二号		第二百二十九条の四第一項第二号及び第二項	第二百二十九条の四第一項第三号
	エレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	前号イ及びロ	エレベーター強度検証法	第一号イ及びロ
	遊戯施設その他国土交通大臣が定める遊戯施設	前号ロ	遊戯施設強度検証法	第一号ロ

第二百二十九条の四第二項	、エレベーター			第二百二十九条の四第二項第一号	
第二百二十九条の四第二項第二号	昇降する	次条第二項に規定する	次条に規定する荷重		
第二百二十九条の四第三項第五号	エレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないもの				
	、遊戯施設	国土交通大臣が定める	次条第一項に規定する固定荷重及び国土交通大臣が定める積載荷重		
		走行し、又は回転する			
		遊戯施設			

第百四十四条の二の表(一)の項及び(二)の項中「第百四十三条」を「第百四十三条第二項」に改め、同表(三)

の項中「つる」を「吊る」に、「前条（第七章の八の規定の準用に関する部分を除き、同条第一号イ及び第七号にあつては）」を「前条第一項（同項第一号イ及び第六号にあつては、）」に改める。

第四百四十七条第一項中「第五項に規定する仮設建築物」の下に「（高さが六十メートル以下のものに限る。）」を加え、同条第二項中「第三百三十八条第一項第一号」を「第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号」に、「工作物」を「煙突（高さが六十メートル以下のものに限る。）」に、「第三百三十九条第一項」を「第三百三十九条第一項第四号及び第二項」に改め、「及び第三百三十九条第三項」を削り、同条第三項中「第三百三十八条第一項第二号」を「第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号」に改め、「工作物」の下に「（高さが六十メートル以下のものに限る。）」を加え、「第四百四十条」を「第四百四十条第二項（第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条及び第三百三十九条第一項第四号の規定の準用に関する部分に限る。）」に改め、「これらの規定中」を削り、「第三百三十九条第三項」を「第三百三十九条第一項第四号」に改める。

第四百四十八条第一項中「に規定する建築主事の権限に属するものとされている事務で政令」を「の政令」に、「ものは」を「事務は」に、「その」を「当該建築物又は工作物の」に改め、同項第二号中「第百

三十八条第一項第一号」を「第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突」に、「第三号」を「同項第三号」に、「同項第五号に掲げる工作物」を「同項第五号に掲げる擁壁」に改め、「もの（」の下に「いずれも」を加え、同条第二項中「に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令」を「の政令」に、「もの」を「事務」に改め、同項第一号中「第六条の二第四項及び第五項（」を「第六条の二第十一項及び第十二項（これらの規定を」に改め、「これらの規定を」を削り、「第十八条第十四項」を「第十八条第二十三項」に改める。

第百四十九条第一項中「に規定する建築主事の権限に属するものとされている事務で政令」を「の政令」に、「ものは」を「事務は」に改め、同項第三号中「第百三十八条第一項各号に掲げる」を「第百三十八条第一項に規定する」に、「同条第三項第二号ハ」を「同条第三項に規定する工作物のうち同項第二号ハ」に改める。

第百五十条の見出しを「（両罰規定の対象となる多数の者が利用する建築物）」に改め、同条中「第百三条第一号」を「第百四条第一号」に改める。

（建築士法施行令の一部改正）

第二条 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改め、「次の」の下に「各号に掲げる参考人の区分に応じ、当該」を加え、同条各号を次のように改める。

一 国土交通大臣の求めに応じて出席した参考人 政府職員に支給する旅費、日当その他の費用の額の範囲内において、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める額

二 都道府県知事の求めに応じて出席した参考人 都道府県が条例で定める額

第四条の二第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改め、同条第三項中「第二十四条の五第二項において法第二十条第三項の規定を準用する場合」を「第二十四条の六第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするとき」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第三条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一号（」を「第十一号（これらの規定を」に改め、「これらの規定を」を削る。

第三条の二第一号中「（同法」を「（これらの規定を同法」に改め、「これらの規定を」を削り、「第

九十八条」を「第九十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第七条の三第一号中「同法」を「これらの規定を同法」に改め、「これらの規定を」を削る。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加え、「第十四項」を「第二十三項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の建築基準法施行令（以下この条において「新令」という。）第三百三十

九条第一項第三号及び第四号ロ（これらの規定を新令第四百四十条第二項、第四百四十一条第二項及び第四百四十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百四十四条第一項第一号ロ及びハ②の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、新令の規定の例によりすることができる。

（経過措置）

第三条 この政令の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法施行令第三十六条第二項第三号又は同条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法は、改正法第一条の規定による改正後の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

（消防法施行令の一部改正）

第四条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の二第二号中「第十三条の三第一号」を「第十三条第一号」に改める。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正）

第五条 宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第三十六条の二」を「第三十六条の三」に改める。

理 由

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴い、工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程、構造方法に関する技術的基準及び指定構造計算適合性判定機関に係る指定の有効期間を定める等関係政令について所要の規定の整備を行う必要があるからである。